

## 【医療情報取得加算について】

オンライン資格確認システム等の導入が原則義務化された事から  
新成病院では同システムの導入をおこなっています。

令和6年12月2日から従来の健康保険証は発行されなくなりました。  
(令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間有効)  
医療機関受診の際は、マイナンバーカードを保険証として、ご利用できます。

### ●マイナンバーカードを使うメリット

(マイナ保険証による情報取得に同意された患者様に限りです)

- ・過去のお薬情報や健康診断の結果が見られるようになるため  
身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。
- ・お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことも出来ます。  
事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

マイナ保険証が無くても、これまで通り診察が出来ます。  
こちらを参照ください。 →[厚生労働省 資料](#)